

地方産業教育計画と産業教育審議会に関する研究

佐藤 史人

(技術教室)

A Comparative Study on the Educational Planning and Council for Vocational Education among Some Prefectures

Fumito SATO

2002年10月11日受理

はじめに

教育行政の法制度は、特定の教育目的の下に教育的・物的・人的・制度的条件等を整備確保し、教育を公的に組織し運営するための法体系・仕組みであるので、当然その財源確保と運用のための教育財政と深い関わりを持つ¹⁾とされる。職業教育においては、施設・設備等の充足という物的教育条件が教育内容・方法に少なくない影響を与えるため、財政問題はその本質を左右する重要な問題の一つとなる。これまでの教育行財政学研究では、教育財政が戦後教育の質と量とを規定した²⁾といわれながら、教育行政と財政とを総体的にとらえた研究は充分でなく、職業教育においてはほとんど見られない。

これまでの産業教育振興法（1951年6月11日法律第228号、以下産振法とする。）に関する研究は、同法成立過程において主な論点となった財政制度に関するものがほとんどであった³⁾。これは、産業教育に要する費用を国庫補助によって確保することが産振法の重要な役割の一つであったことに起因する。戦後の高校職業学科の教育施設の荒廃は、産振法の適用による財政補助によってかなり改善されたといわれる。それゆえ産振法は、もっぱら高校職業教育における物的条件整備への寄与という点で評価されてきた。

従来の研究は、第一に補助金交付の対象・内容・方法、教材基準の設定等、国全体の財政問題に傾斜しており、交付先の各地方における教育財政については、ほとんど研究対象としてこなかった。第二に、教育行政における審議会制度の意義付けという点から産業教

育審議会、特に地方におけるそれについて検討する研究はなされていない。

本研究は、上述の問題を踏まえ、地方における産業教育審議会の活動及び産業教育に関する計画の検討を通して産振法定着過程における職業教育行財政上の特徴を解明することを目的とする。対象とする時期は、主には同法成立の1951年6月から各県教育計画の第1期の終了ないし修正時期である1950年代末頃までとする。

具体的には、当時総合教育計画を早期に樹立し「先駆的」とされた富山県、産振法定定に重要な働きをした校長会が審議会に関わりを持つ埼玉県、計画に必要なとされる現況に関する調査・分析が充実していた愛知県を取り上げ、加えていくつかの県とそれらと比較検討することを通して、(1)産業教育審議会の機能・組織等に関する特徴・問題点、(2)産業教育振興策、特に県の「産業教育に関する総合計画」の内容、(3)産業教育の実態と成果を解明する。

1. 地方産業教育審議会の制度化

1950年6月に国土総合開発法（法律第20号）が制定された。産振法定定より前に、経済安定本部は経済5か年計画策定に着手しており、1951年からは3か年の経済自立計画の完成を目指していた。同時に国土総合開発計画の作成も行われていた。他方、既に1947年には地方分権確立を企図した地方自治法（法律第67号）が制定され、都道府県による行政権の自立が保障され、地方自治体レベルの政策決定が可能になっていた。

ここでは、地方産業教育審議会（以下、地方審議会とする。）のいくつかについて具体的に検討する。

(1) 富山県総合開発審議会と富山県産業教育審議会

1951年4月、富山県総合開発審議会が発足した。同審議会は、同県総合開発計画策定に必要な調査、審議を行うと位置づけられた。1951年6月25日には、総合開発計画策定の基本方針・内容を示した「富山県総合開発計画策定基準大綱」⁴⁾が確定した。これに基づいて総合開発審議会の各委員会はそれぞれの計画のために調査・審議を行った。総合開発計画の文化厚生計画の部分については同審議会文化厚生委員会が担当した。同委員会は、52年11月には「富山県総合開発計画（現況編）」において人口動態等を分析している。また総合開発審議会の教育専門部会には、国立教育研究所の矢口新らも参加している⁵⁾。産業教育審議会が発足した時点では既に、総合開発審議会によって「基準大綱」が示されており、さらに同審議会文化厚生委員会による「総合教育計画」の審議も進んでいた⁶⁾。

一方、富山県産業教育審議会は、産振法の規定（第11条）に沿って、富山県産業教育審議会条例（第54号）及び富山県産業教育審議会規則（教育委員会規則第5号）によって制度化される。審議会は20名の委員によって構成され、任期は2年、同審議会の庶務は富山県教育委員会事務局におかれた。同審議会は、「県内産業界の代表を中心に」⁷⁾組織されたという。結局産業教育審議会による教育計画に関する調査・策定を前に、教育計画に関しては総合開発審議会文化厚生委員会が1952年3月、「富山県総合教育計画」を策定した。

(2) 埼玉県産業教育審議会

産振法制定直後の1951年7月には関係学校長会議が開催され、同法の趣旨徹底がはかられている⁸⁾。9月7日には埼玉県産業教育審議会委員定数条例（第67号）が、翌年2月27日に埼玉県産業教育審議会規則（教育委員会規則第3号）が制定され、審議会制度が確立した。審議会は、設立の経緯から見て、高校校長会ならびに高校職業教育関係者の影響が少なくないと考えられる。1952年5月27日、第1回の埼玉県産業教育審議会が召集された。埼玉県では県開発総合計画や各種の経済診断が先に実施されており、産業教育審議会はこれらの成果・結果を勘案し、教育計画を審議している。同審議会は発足当初から「産業教育のための総合計画」作成の準備に取りかかり、1953年2月5日には第1次案を完成させている。

(3) 愛知県産業教育審議会

産振法制定直後の1951年8月1日に愛知県産業教育審議会条例（第20号）が、次いで1952年5月20日に愛知県産業教育審議会会則（教育委員会規則第6号）が制定された。この後同年12月には県学校教育課に産業教育係が新設された。愛知県産業教育審議会及び県教育委員会の方針は「実態把握」が最優先⁹⁾とし、1954年9月に豊富な資料を含む詳細な報告書『愛知県産業教育総合計画資料編』が公表された。愛知県の場合、地方審議会の発足からの主な役割はこうした調査・分析であり、教育計画の策定作業はなされなかった。

この他に、新潟県では、1952年3月29日に制度化された産業教育審議会（新潟県条例第9号）が、県立教育研究所と県産業教育総合計画作成委員会とともに調査・分析作業に取り組んでいた¹⁰⁾。

以上のように産振法制定後、各県では条例および教育委員会規則によって各地方産業教育審議会を制度化する。この他、三重県のように産振法制定後わずか1カ月足らずの1951年7月25日に制度化した例（条例第24号）や新潟県のように遅れる例など若干幅があるものの、地方審議会は52年中にはほぼ制度化される¹¹⁾。福井県、石川県、岐阜県などでは、施設・設備の基準作りや県内職業学科の改編について、具体的な答申や提言を行っていた。

各県地方審議会の成立経緯を整理してみれば、①富山県のような県総合開発計画審議会組織の一部ないしその活動を継承したもの、②埼玉県のような校長会等教育関係者の影響があるもの、③愛知・新潟県のような県教育行政担当部署との関係が深いものが見られる。

また、この時期の地方審議会の機能・役割を整理すれば、①計画化の基礎作業である現状調査・分析をすること、②その調査・分析に基づく計画を策定・樹立すること、③産業教育振興についての具体的な方策を提案すること、などにまとめられる。

審議会の組織は、10～20名の委員からなり、その任期は2年と産振法の中央産業教育審議会の規定に概ね準じている。三重県産業教育審議会では、委員の選出を産業界、教育界、勤労界、関係行政機関の職員と各分野からと規定している場合もある（条例第24号、第2条）。例えば埼玉県のように高校教育関係者の多い審議会では、高校職業教育への振興策が中心に議論されるなど、委員の構成、教育行政職員の審議会への関わり方によって、審議会の機能、役割は少なからず影響を受けると考えられる。

2. 各県の産業教育に関する計画の内容

経済計画には、現状分析と未来予想が不可欠であり、教育計画もまた同様であるといわれる¹²⁾。こうした調査・現状分析を行うことでは共通している3県であるけれども、この結果の産業教育に関する計画策定への応用・利用の点ではそれぞれ様相が異なる。以下に各県の計画の内容とその特徴について検討する。

(1) 富山県

富山県の産業教育に関する計画は、国土総合開発計画である「富山県総合開発計画」の一部に組み込まれた「総合教育計画」の中に位置づけられた。

富山県総合開発計画は、人口・所得計画を総ての計画の頂点に位置づけ、勤労・所得の機会の獲得、健康で文化的な生活水準の享受、経済文化の発展を目標としている¹³⁾。これはまさに国土開発計画法の趣旨に沿うものであった。同計画は、全体方針と基本内容を示す「基本計画」、1954から60年度までの「中期計画」、1952、53年度の「短期計画」からなっていた¹⁴⁾。

総合教育計画立案を前に教育の現状について調査した結果、「教育における産業性の重視」、「産業を中心とした高校教育課程の再編」、「多様な教育方法の採用」、「産業界と一体となつた施設・設備の共同的利用」の4点が主な問題点¹⁵⁾とされた。同計画は、幼児教育、初等教育、中等教育（中学校及び高等学校）、特殊教育、社会教育、健康教育、教育サービス・センター設置の各領域に渡っている。各領域では、産業教育が共通して中心的課題とされた。総合教育計画は、総合開発計画が産業の振興とそのための人材育成を目的にしていることを強く反映する内容となっている。

富山県の産業教育に関する計画は、以上のように産業教育審議会によるものではなく、県総合開発計画の一環として樹立された。同計画樹立後に発足した産業教育審議会に対して、1952年5月10日県知事は産業教育に関する諮問をした¹⁶⁾。この諮問に対して同年12月26日、同審議会は富山県産業教育審議会答申において産業教育は「学校教育、社会教育の全領域において」行われることを目指すとされ、先の「総合教育計画」の方針・内容を基本的に踏襲・追認している。特に学校教育、社会教育にわたる産業教育の施設として新設される教育サービス・センターは富山県の総合教育計画のなかでも特に注目できる内容の一つである。

富山県の総合教育計画は、その対象領域が広く、その構想は大きなものであった。実際の計画実施状況を

見ても、産業教育館の創設など特色ある産業教育が実現している。こうした特色は、矢口ら国立教育研究所の関わりが少なからず影響していることが推測される。富山県の他にも例えば当時北海道大学教育学部長の城戸幡太郎が、北海道の産業教育計画樹立には、国土開発との関係を重視する必要性を説く¹⁷⁾など、いくつかの県には同様の動向がある。

富山県の産業教育に関する計画は、県総合開発計画の一部である総合教育計画として立案されてきた経緯から、以上のような特徴を持つようになったことが分かる。富山県産業教育審議会は「先進的」、「先駆的」存在で、その後の各地の地方産業教育行政に少なからず影響を与えたと言われる理由の一端はこうした事情にあると考えられる。

(2) 埼玉県

埼玉県産業教育総合計画策定の過程で問題となつたとされる主なものをあげれば、第一に、産業教育機関の計画的・組織的配置、特に職業課程の高校数とその全県的な配置、生徒数・教育内容（コースの種類）に関する問題、第二に、産業教育の学校制度とその内容と方法に関する問題、特に高校進学者の増大を見越した中学校と高校の接続の問題、第三に、勤労青少年に対する産業教育の実施、第四に、産業教育担当教員の養成問題、第五に、産業界との協力に関する問題、第六に、産業教育教科用図書の問題などがある。

このように埼玉県は、富山県などに比べて計画の内容・対象が限定される点に特徴がある。これらは、産振法制定の原因となつた課題であつた¹⁸⁾。産振法施行直後の1952年度から実際に補助金交付の対象となつた事業は、産業教育関係の施設・設備の補充、研究指定校の設置、産業教育内地留学生派遣の3点についてであり、同計画はこれらを中心的課題として立案された。計画の対象は、中学校、高校の産業教育に限られており、特に高校職業学科の新設に重点が置かれている。

産振法制定の根本的な要求であつた高校職業教育の諸振興策について取り上げる地方審議会は、この他にも福井県、三重県等で見られる。

(3) 愛知県

愛知県は1954年9月に至つても、産業教育に関する計画は立案せず、これに必要な資料の収集及び整理を行っていた。前記の『愛知県産業教育総合計画資料編』は、戦後教育改革以後の産業教育の実態として、中学校・高校の設置数、生徒数、教員数、施設・設備の状況等に加え、教育内容・方法についての調査資料となつ

ている。愛知県産業教育総合計画は、県総合開発計画の一部に位置づけられる予定で、その立案には「なお多くの日時を要する」とされた。この調査・分析を産業教育審議会と教育委員会が行い、これを教育計画策定のための基礎資料と位置づけている点に特徴が見られる。

これと同様に、新潟県では計画原案作成のため基礎研究が行われ、『新潟県産業の分析』¹⁹⁾が公表されたが、計画自体は樹立されなかった。

以上のように、産業教育に関する計画は県総合開発計画と一定程度関連をもちながら策定される場合があった。とはいえ、それぞれの計画は、その内容、対象、実施の方策の面で異なっており、それぞれ特徴を持つ。各県の教育計画を内容とその対象範囲の点で比較すれば、一方で、県総合開発計画の一環として教育計画が立案された富山県のように、産振法の適用範囲を上回る広範な産業教育が独自に計画される場合と、埼玉県のように県総合開発計画とは独立して審議され、高校職業教育に集中する内容を持つ場合がある。他方、愛知県、新潟県のように県総合開発計画の一部に位置付いた計画立案をめざしながら、基礎資料収集とその提供に終始し、結局県としての教育計画を立案できなかった場合もある。

3. 産業教育に関する計画の実施とその成果

(1) 富山県

富山県総合開発計画は、1952年4月から実施され、原則的に年度毎の実績調査・評価が報告書・資料としてまとめられた。昭和27年度-30年度の報告書²⁰⁾から総合教育計画を概観すれば、幼稚園、高等学校の就学者数上昇を評価している点に注目できる。高校進学者に関しては、定時制において43%の高い増加率が示されたことを特記し、これは就職者の定時制高校への進学が男女共伸びたことによる²¹⁾と評価している。実績報告書では、総合開発計画の目的の一つであった「近代産業人の養成」に合致するとして、これを教育計画実施の成果としている。

社会教育や職場教育における産業教育に寄与する教育施設として構想された教育サービス・センターは、1953年4月にひとつは富山産業教育館として、さらに高岡産業教育館として設置された²²⁾。1961年4月には富山産業教育館の分館が独立し、産業教育館は県下に3館となった。これは富山県の教育計画の理念を具体

化できた例といえる。

こうした成果に対して、老朽校舎の建て替え等、他の教育施設・設備の整備は財源確保の難しさから成果をあげられず、教育計画を含む総合開発計画は早くも1957年には「富山県総合開発計画修正4か年計画」²³⁾に移行する。富山県産業教育審議会はより現実的な、効率的な産業教育計画を実現するよう答申している。実質的には財源確保が確実な産振法の主な適応対象である教員の養成・確保、産業教育施設・設備の整備という他県と同様な人的・物的条件整備の面に重点がおかれ、同県独自の計画は実現されなくなった。

(2) 埼玉県

埼玉県における産業教育計画実施後3年間の成果と評価について概観する²⁴⁾。計画立案時に強調されたように、計画の内容は高校職業課程に関するものが多く見られた。第一は、高校「産業教育コース」の拡大（職業学科の新設）があげられる。例えば、工業教育では、大宮工業高校に建築科新設、農業教育では、秩父農業高校に女子農業科の新設、商業教育では、全日制、定時制の定員増及び熊谷商工高校商業科の男女共学化、家庭教育では、大宮高校に家庭科の新設などが実現した。

第二には、高校産業教育の内容と方法に関して全コース（全学科）の「県基準教育課程」が作成されたことが指摘できる。

第三には、産振法適用による国庫補助による高校における施設・設備の充実として、基本的実験機器等の備品購入及び実習実験用建物の建築が行われたことがあげられる。これによって現有施設・設備は、1952年度と55年度を比べてみれば、ほぼ2倍の充足状況となっている。

(3) 愛知県

愛知県の産業教育審議会及び県教委による詳細な調査は、産振法制定直後のこの時期に愛知県の産業教育の実態を客観的にとらえることを可能にした。しかし産振法のねらいの一つであった教育計画は、愛知県ではこの時期に実際には樹立されなかった。また新潟県においても同様に基礎研究や調査はしたものの、計画樹立にいたらなかった。

中央産業教育審議会（以下中央審議会とする）の建議「産業教育に関する総合計画のための諸調査実施について」（1952年8月26日）では、中央レベルの計画樹立には諸調査の必要性が強調されていた。これは1953年度以降、文部省指定統計として実現する²⁵⁾。産業教

育の現状についての資料収集・分析は、計画樹立に供する目的があった。しかし、その後、中央審議会は教育計画に関する答申・建議は行わなかった。このことから、教育計画に対する中央及び愛知・新潟県産業教育審議会の共通した機能をみることができる。

中央審議会は「産業教育の振興」のために審議を重ねていけれども、発足当初の答申・建議を見る限りは条件整備に活動の重点を置いていた。審議会は中央、地方とも計画樹立のための審議を第一の任務とすべきとした城戸の主張は、いくつかの県では国土開発計画との関連で実現したものの、産振法以外の財政基盤が弱かったため、教育計画を充分実現することができなかった。計画実施後の成果を評価しながらも、財源不足から補助金の確保できる産振法適用の内容に縮小せざるを得なかった富山県の場合がこれにあたる。

また、中央審議会がいち早く制定した高校職業学科の施設・設備基準に基づいた補助金の交付や研究指定校制度によって一定程度産業教育振興の実績をあげることができた。この時期に産業教育に関する計画を樹立しなかった他県でも、これは同様であった。象徴的な事例としては、最も費用がかかる水産高校の実習船の新造があげられる。教育計画を樹立していなかった福井県でも若狭高校水産課程の実習船「第三雲竜丸」の新造が実現したように²⁶⁾、順次各県水産高校に適用された。

教育現場への影響や成果という観点で見れば、富山県では、産業教育館のように特徴的な教育施設と教育実践が実現できた反面、壮大な教育計画に要する財源の確保ができないことから、多くの計画は結果的に実行されなかった。反対に愛知県では、研究指定校制による財政的裏付けに基づいた各学校による教育計画の立案という興味深い事例が見られた。

また産振法が規定する産業教育は、中学校と高校におけるそれは同様の扱いであるけれども、埼玉県産業教育計画では、高校に重点が置かれている。同様の傾向は福井、石川、岐阜、三重、新潟の各県にもみられ

る。特に新潟県では、中学校における産業教育振興の具体的な方策が、わずか毎年数校の研究指定校の教育実践に限られる状況で、高校職業学科におけるそれとの差は著しかった。これは、埼玉県の地方審議会の設立経緯にみられたように高校教育関係者の影響が大きいこと、教材基準が高校職業教育だけに設定されたことと関係がある。産振法成立過程における高校職業教育関係者の果たした役割が法内容や中央産業教育審議会の構成²⁷⁾、答申の内容などに影響を及ぼしたことで構造が似ており、興味深い。

おわりに

以上いくつかの県における産業教育に関する計画化について地方審議会の成立経緯、計画の内容とその特徴、計画実施後の成果等について検討してきた。その特徴をまとめれば以下ようになる。

- ①地方産業教育審議会は、各地方自治体の政策動向、産業教育の位置づけ、審議会の設立経緯等によってその性格・役割が異なる。
- ②各県職業教育行政における産業教育に関する計画の位置づけは、県総合開発計画の一部として、または県政策とは独立した計画として樹立される場合、あるいは計画自体が策定されない場合があり、その内容・対象など計画化は一様ではない。
- ③産業教育に関する計画は、独自の内容を持ち、当該地の事情に合わせた政策の企画・立案、教育実践等、内容や範囲に差異は見られるものの一定程度成果をあげていた。実質的な成果は、各県の特徴的計画内容とは無関係である産振法の補助金適用による全国共通的な人的・物的条件整備へのものであった。

以上、僅かな事例の検討によって全体傾向を析出することはできないけれども、いくつかの県においては地方産業教育審議会発足及び産業教育の計画化への活動によって、職業教育行財政はそれぞれ独自の展開を見せたことを明らかにすることができた。

注

*1) 小川正人『戦後日本教育財政制度の研究』九州大学出版会 1991年。
 *2) 市川昭午・林建久『教育財政』東京大学出版 1972年 P.5。
 *3) 例えば原正敏「産業教育振興法」『現代教育学事典』

労働旬報社 1988年 P.5。
 *4) 富山県「富山県総合開発計画(現況編)」1952年 P.318。
 *5) 「富山県総合教育計画概要」富山県教育委員会ガリ版刷資料。『産業教育』(1952年6月号 雇用問題

- 研究会)によれば、富山県の教育計画策定に際し、教育の専門家として矢口新が関与していたことが分かる。
- *6)「富山県総合教育計画概要」富山県教育委員会ガリ版刷資料
 - *7)富山県高等学校教育五十周年記念事業実行委員会『富山県高校教育五十年』1999年 P.23
 - *8)埼玉県産業教育七十周年記念会編『埼玉県産業教育七十年史』(1955年 P.258)及び埼玉県産業教育審議会『埼玉県産業教育総合計画改訂版資料編』(1960年 まえがき)による。
 - *9)愛知県教育委員会編「愛知県産業教育総合計画資料編」1954年 序
 - *10)『新潟県教育百年史 昭和後期編』1976年 P.530
 - *11)ただし沖縄県は、当時琉球政府時代であったから、琉球政府による産業振法制定自体が1967年(琉球政府立法第101号)であり、審議会の制度化は遅れる。
 - *12)清水義弘「教育計画の思想」『教育学叢書第4巻・教育計画』1968年 第一法規
 - *13)富山県「富山県総合開発計画(基本計画編)」1952年 P.1
 - *14)同上 P.8
 - *15)富山県「富山県総合開発計画(現況編)」1952年
 - *16)「富山県産業教育振興に関する具体方策」
 - *17)城戸幡太郎「北海道の総合開発と教育計画」『産業教育』1952年6月号 P.12
 - *18)職業教育法制定推進委員会『産業教育振興法解説』文教書院 1951年
 - *19)新潟県教育長産業教育総合計画専門委員会『新潟県産業の分析』1954年
 - *20)「昭和27年度-30年度富山県総合開発計画実績調査報告書」富山県 1956年
 - *21)「昭和28年度 富山県総合開発計画実績調査報告書」富山県 1954年
 - *22)富山県教育委員会規則第5号
 - *23)当初の総合開発計画では「中期計画」にあたる時期である。教育計画では「勤労青年に対する新しい教育方式の導入」、「生活に即応する教育方式の確立」が重視され修正されたという。(富山県教育委員会企画調査室『産業教育10年』1962年 P.27)
 - *24)前掲『埼玉県産業教育七十年史』『埼玉県産業教育総合計画改訂版資料編』
 - *25)指定統計第47号「産業教育調査報告書 昭和28年度」文部省調査統計局 1954年
 - *26)福井県教育史研究室『福井県教育百年史』第二巻 1979年 P.692
 - *27)産振法第5条の規定によれば、中央産業教育審議会は産業経済界4、教育界8、勤労界4、関係行政機関4名から構成されることになっている。審議会発足当初の教育界からの委員のうち中学校関係者は飯島権蔵(松商学園中・高等学校長)だけである。